

R8年度

矢巾町は新婚世帯を応援します!!

この制度があったから、ふたりの新生活を前向きに始められました!

矢巾町結婚新生活 支援補助金

矢巾町

矢巾町内で新生活を始めた新婚世帯を対象に、住居費や引越費用などに係る費用を補助します

補助金額

- 夫婦ともに29歳以下

⇒ 上限 **70万円**

(うち10万円は、家具家電等の購入費)

- 夫婦両方またはどちらかが30歳以上

⇒ 上限 **30万円**

補助対象経費

- 住宅購入費
- リフォーム費
(倉庫・車庫・門・フェンス・植栽等の外構に係る工事費用、エアコン等の家電購入及び設置に係る費用を除く)
- 賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
(住宅手当に相当する額を除く)
- 引越事業者へ支払った費用
- 家具家電等の購入費
(夫婦ともに29歳以下の場合のみ)

※いずれも令和8年4月1日～令和9年3月31日に支払われた額に対してのみ有効です。

補助金交付までの流れ



対象世帯

すべて当てはまる方が対象となります

- 令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- 婚姻届受理日時時点で夫婦ともに39歳以下
- 前年の世帯所得合計が500万円未満 (貸与型奨学金の年間返済額を除く)
- 夫婦ともに住宅の所在地に住民登録している (申請時は、夫婦どちらか一方のみ可)
- 補助対象経費に対して他の公的制度による補助等を受けていない
- 市町村民税の滞納がない
- 岩手県が指定する講座(ライフプランセミナー)を受講
- 本補助金を初めて受給する (他自治体も含む)

申請・お問い合わせ

矢巾町役場 企画財政課
019-611-2729

まちづくり推進室
✉ k_community@town.yahaba.iwate.jp